ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦と、欧州連合、デンマーク王国、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王 国、スイス連邦との間の、ロシア連邦および欧州連合、デンマーク王国、アイスランド、リヒテンシ ュタイン公国、ノルウェー王国、スイス連邦の市民に対する査証発行の簡略化に関する国際協定の 特定の条項のロシア連邦による効力停止について

国家院(下院)採択 2022年4月20日

連邦院(上院)承認 2022年4月26日

第1条

欧州連合の非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづき、2006年5月25日付「ロシア連邦および欧州連合の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦と欧州連合との間の協定」の以下の条項の効力を停止する:

- 1) 第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」 および「c」、第11条第1項;
 - 2) 第5条第3項 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について;
- 3)第6条第1項および第7条一第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第11条第1項に掲げる者について。

第2条

デンマーク王国の非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづき、2008年5月27日付「ロシア連邦およびデンマーク王国の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦と欧州連合との間の協定」の以下の条項の効力を停止する:

- 1) 第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」 および「c」、第11条第1項;
 - 2) 第5条第3項 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について;
- 3) 第6条第1項および第7条−第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第11条第1項に掲げる者について。

第3条

アイスランドの非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづき、2008年9月24日付「ロシア連邦およびアイスランドの市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦と欧州連合との間の協定」の以下の条項の効力を停止する:

1) 第4条第1項「a」および「d」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「f」、第6条第3項「b」

および「c」、第11条第1項;

- 2) 第5条第3項 第5条第2項「a」および「f」に掲げる者について;
- 3)第6条第1項および第7条-第4条第1項「a」および「d」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第11条第1項に掲げる者について。

第4条

リヒテンシュタイン公国の非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづき、2013年 11月12日付「ロシア連邦およびリヒテンシュタイン公国の市民に対する査証発行手続きの簡略化に関するロ シア連邦と欧州連合との間の協定」の以下の条項の効力を停止する:

- 1) 第4条第1項「a」および「e」、第6条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第7条第3項「b」 および「c」、第11条第1項;
 - 2) 第6条第3項 第6条第2項「a」および「g」に掲げる者について;
- 3) 第7条第1項および第8条-第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第11条第1項に掲げる者について。

第5条

ノルウェー王国の非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづき、2007年6月8日付「ロシア連邦およびノルウェー王国の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦と欧州連合との間の協定」の以下の条項の効力を停止する:

- 1) 第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」 および「c」、第11条第1項;
 - 2) 第5条第3項 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について;
- 3) 第6条第1項および第7条−第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第11条第1項に掲げる者について。

第6条

スイス連邦の非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづき、2009年9月21日付「ロシア連邦およびスイス連邦の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦と欧州連合との間の協定」の以下の条項の効力を停止する:

- 1) 第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」および「c」、第10条第1項;
 - 2) 第5条第3項 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について;
- 3) 第6条第1項および第7条一第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第10条第1項に掲げる者について。

第7条

本連邦法第1~6条に掲げる国際協定諸条項の効力を再開させる決定はロシア連邦大統領が下す。

第8条

本連邦法は、それが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン 2022年5月1日 第119-FZ号